

令和4年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望

(労働関係)

雇用対策の推進について

(1) 雇用調整助成金の特例措置については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているため、経済・雇用情勢等を踏まえ柔軟に対応するとともに、財源確保を確実に行うこと。

また、一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職活動の様式が大きく変化したほか、先行きの不透明さによる新規学卒者の就職内定率の大幅な低下が懸念されることから、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

また、厳しい経営環境の中にあっても、若年者への採用に積極的に取り組む企業への支援を更に充実すること。

(3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

(4) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心し、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。

(5) 65歳以上の高齢者の多様な就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

(6) 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金・報奨金の基準緩和等、特例給付金）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。

(7) 離職者向け職業訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化に対応した支援強化を図ること。

その中で、離職者のITスキルの向上を促進するため、デジタル利活用に関す

る訓練コースについては、委託単価の上乗せとともに、訓練実態に即したモデルカリキュラムの弾力的運用を図ること。

また、委託先の民間教育訓練機関等がオンライン訓練や在宅訓練（eラーニングコース）を行うために必要となる設備及びソフトウェア並びにインターネット接続環境の整備に対して支援を行うこと。

(8) 企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様で柔軟な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、専門人材の確保をはじめとする企業の主体的取組への支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。

(9) 非正規雇用労働者等の正規雇用化については、継続的に支援するとともに、地方自治体の取組について必要な財源措置を講じること。

また、同一労働同一賃金の実現や有期契約労働者の無期転換など、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む企業の費用支援策等の充実を図ること。

(10) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練等、技能の振興や継承に対する施策の充実に向け、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化、技術革新及び産業構造の変化に対応するため、デジタル技術の利活用に係る認定職業訓練などに対する支援策の拡充を図ること。

(11) 外国人材について、在留資格「特定技能」に係る特定産業分野の追加、受入れ人数の変更等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。

「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。

また、地方自治体の施策立案に資するよう、地方自治体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。例えば、統計情報については、厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」や法務省の「在留外国人統計」において、地域の状況を正確に把握できるよう、より詳細な集計区分を追加するなど、施策の基礎となる情報の充実を図ること。

(12) 変異ウイルスなどの影響により出入国制限の措置が変化中、在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置、出入国手続等の情報提供の徹底、帰国を希望する元技能実習生等の早期の帰国実現、帰国困難な元技能実習生や留学生等でやむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

(13) 就職氷河期世代に対する取組については、真に実効性のあるものとするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者

や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「就職氷河期世代支援プログラム」に記載された3年間に限定せず支援を継続すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により就職氷河期世代の非正規雇用労働者等の解雇や雇止めといった雇用環境の悪化が懸念されることから、就職氷河期世代、特に長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については、継続的に支援するとともに、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。

令和3年7月7日

全 国 知 事 会